

岡山県営土地改良事業による農業用施設整備事業総社市補助条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第58号

岡山県営土地改良事業による農業用施設整備事業総社市補助条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県営土地改良事業による農業用施設整備事業総社市補助条例施行規則（平成17年総社市規則第125号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第1号（第2条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第1号（第2条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

総社市長 様

事業名
受益者代表 住所
氏名

県営土地改良事業補助金交付申請書

年 月 日 事業が完了したので、岡山県営土地改良事業による農業用施設整備事業総社市補助条例施行規則第2条第1項の規定により補助金を交付くださるよう関係書類を添えて申請します。